

皆さん、知っていますか？

していかんりしゃせいど

指定管理者制度



指定管理者制度とは？

皆さん「指定管理者制度」というものをご存知ですか？公共施設（地域学習センター・図書館など）の管理・運営を**民間企業**に委託することができる制度です。2003年9月に地方自治法が一部改正されたことで、この制度を導入する自治体も増え、スターバックスやT S U T A Y Aも図書館の運営に乗り出しています。

このように民間企業のノウハウを活かすことで、多様化する区民のニーズに、より効率的・効果的に対応し、新たな公共空間を作り出しています。

指定管理者制度の
メリットとは・・・

区民への
サービス向上と
経費削減です！！



どうやって受託会社を決めるのか？

受託会社はプロポーザル方式と業務評価で決定します！

プロポーザル方式とは業務の委託先を決める際に、複数の企業が企画を提案し、その中から優れた提案を選定することです。さらに指定管理者による自己評価や、区担当者・外部による評価、施設利用者による評価などの業務評価によって決まります。

受託会社が決まると、地域学習センターは**5年間**管理を任せられます。

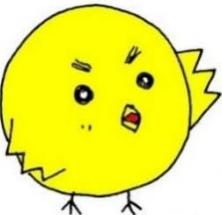


27年度からまた5年間運営していきます！

中央本町地域学習センター・やよい図書館は

ヤオキン商事株式会社が受託しています！

指定管理が生み出す 「新たな公共空間」



『ヤオキン商事株式会社』

“明るく豊かな社会をつくる”

明治38年（1905）に創業、元は野菜の小売業を営んでいて、「やおやの金さん」略して八百金が社名の由来です。現在は、自動車関連、住宅設備、不動産、エネルギー・燃料関連と様々な事業を展開しています。そしてアウトソーシングとしての公共施設の指定管理受託や、学校用務の管理運営事業も平成17年（2005）から始まりました。

指定管理者・ヤオキン商事だからできること

私たちヤオキン商事が指定管理者制度を考える上でのキーワードは、「新しい公共空間」です。各自治体は厳しい財政状況のため縮小化が進み、多様化する世間のニーズに対応しきれずにはいます。ヤオキン商事は幅広い要望に対応していく「新しい公共空間」を築いていきます。そして、指定管理者として社員の育成にも力を入れ、皆さん安心して業務を任せたいと思える企業を目指しています！

アウトリーチ活動



サークルさんとセンターの共同事業です。
サークルさんの日頃の学習や練習の成果を
発表できる場として、高齢者施設などを
ご紹介しています。



講座数の増加

ダンス・語学・ナン作り体験など、
講座の種類が格段に増えました。
また、和光堂やヤクルトといった
企業とも連携し、幅広いニーズに
応えていきます。

フリースペースの改善



フリースペースでの軽食が可能になり、
座席数も増えました。ただの休憩スペース
でなく、子どもたちの「安心できる居
場所作り」を実現！

